

閣 副 第 6 8 9 号
令 和 4 年 6 月 2 2 日

各府省法令担当官 殿

内閣官房こども家庭庁設立準備室
(公 印 省 略)

こども家庭庁設置法、
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
及びこども基本法の公布について

こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）が、本日公布されました。

その内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をお願いします。なお、当室において現在検討中の関係政令の制定について、引き続き、御協力を賜るとともに、貴府省所管の関係省令等における所要の改正については、こども家庭庁設置法等が、一部の規定を除き、令和5年4月1日に施行されることを踏まえ、御対応されますよう願います。

なお、各法律の改正によらないその他の事務の移管等については、別紙4を併せて参照ください。

（参考）条文等は、下記のリンクを御参照ください。（こども政策の推進（こども家庭庁の設置等））

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/index.html

【本件連絡先】

内閣官房こども家庭庁設立準備室 田中 伊藤

TEL：03-6550-8068

E-mail：kodomoseisakusuishin.b3h@cas.go.jp

記

こどもや若者に関する施策については、これまでも待機児童対策、幼児教育・保育の無償化及び児童虐待防止対策の強化など各般の施策の充実に取り組んできたものの、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなどこどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけている。このような危機的な状況を踏まえると、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務である。

このため、今般、こども政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進するこども家庭庁を設置するこども家庭庁設置法及び関係法律について所要の整備を行うこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律を定めることとした。また、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法であるこども基本法が定められた。

第1 こども家庭庁設置法 ※こども基本法附則第10条の改正を反映したもの

- 1 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置することとし、こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官（以下「長官」という。）とすることとした。（第2条関係）
- 2 こども家庭庁は、心身の発達の過程にある者（以下「こども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とすることとした。（第3条第1項関係）
- 3 2に定めるもののほか、こども家庭庁は、2の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とすることとした。（第3条第2項関係）
- 4 こども家庭庁は、3の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする事とした。（第3条第3項関係）
- 5 こども家庭庁は、2の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどることとした。（第4条第1項関係）
 - (一) 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
 - (二) 子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関する事（同法第69条第1項の規定による拠出金の徴収に関する事を除く。）。
 - (三) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定

- する認定こども園に関する制度に関すること。
- (四) こどもの保育及び養護に関すること。
 - (五) こどものある家庭における子育ての支援体制の整備並びに地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること。
 - (六) こどもの福祉のための文化の向上に関すること。
 - (七) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に関すること。
 - (八) (四) から (七) までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること。
 - (九) こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - (一〇) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 7 号に規定する災害共済給付に関すること。
 - (一一) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。
 - (一二) こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものを除く。）。
 - (一三) 妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。
 - (一四) 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第 11 条第 1 項に規定する成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。
 - (一五) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の規定による一時金の支給等に関すること。
 - (一六) こどもの虐待の防止に関すること。
 - (一七) いじめ防止対策推進法の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。
 - (一八) (一六) 及び (一七) に掲げるもののほか、こどもの権利利益の擁護に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
 - (一九) こども基本法第 9 条第 1 項に規定するこども大綱の策定及び推進に関すること。
 - (二〇) 少子化社会対策基本法第 7 条に規定する大綱の策定及び推進に関すること。
 - (二一) 子ども・若者育成支援推進法第 8 条第 1 項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の策定及び推進に関すること。
 - (二二) (二一) に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援（子ども・若者育成支援推進法第 1 条に規定する子ども・若者育成支援をいう。6 の (三) において同じ。）に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。
 - (二三) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。
 - (二四) 大学等における修学の支援に関する法律の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
 - (二五) こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する総合的な調査に関すること。

ること。

(二六) 所掌事務に係る国際協力に関すること。

(二七) 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

(二八) (一) から (二七) までに掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきこども家庭庁に属させられた事務

6 5に定めるもののほか、こども家庭庁は、3の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法第12条第2項第2号に掲げる事務を除く。）をつかさどることとした。（第4条第2項関係）

(一) こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項

(二) 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項

(三) 子ども・若者育成支援に関する事項

7 5及び6に定めるもののほか、こども家庭庁は、3の任務を達成するため、内閣府設置法第4条第2項に規定する事務のうち、2の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどることとした。（第4条第3項関係）

8 長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができることとした。（第5条関係）

9 こども家庭庁に、こども家庭審議会を置くこととした。（第6条第1項関係）

10 9に定めるもののほか、別に法律で定めるところによりこども家庭庁に置かれる審議会等は、旧優生保護法一時金認定審査会とし、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによることとした。（第6条第2項関係）

11 こども家庭審議会について所要の規定を整備することとした。（第7条関係）

12 別に法律の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、こども政策推進会議とすることとした。（第8条関係）

13 こども家庭庁は、内閣府設置法第53条第2項に規定する庁とすることとした。（第9条第1項関係）

14 内閣府設置法第53条第2項の規定に基づきこども家庭庁に置かれる官房及び局の数は、3以内とすることとした。（第9条第2項関係）

15 政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第2項関係）

16 この法律は、令和5年4月1日から施行することとした。

第2 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

- 1 子ども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律について、子ども家庭庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行うとともに、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うこととした。（第1条～第46条関係）
- 2 この法律は、一部の規定を除き、子ども家庭庁設置法の施行の日から施行するほか、この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。

第3 子ども基本法

1 総則

(一) 目的

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とすることとした。（第1条関係）

(二) 定義（第2条関係）

- (1) この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいうこととした。
- (2) この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいうこととした。

イ 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

ロ 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

ハ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(三) 基本理念

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。（第3条関係）

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- (2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の内容にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

- (4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (5) こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- (6) 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(四) 責務等

(1) 国の責務

国は、(三)の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。(第4条関係)

(2) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。(第5条関係)

(3) 事業主の努力

事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする事とした。(第6条関係)

(4) 国民の努力

国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする事とした。(第7条関係)

(五) 年次報告(第8条関係)

- (1) 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならないこととした。

- (2) (1)の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならないこととした。

イ 少子化社会対策基本法第9条第1項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

ロ 子ども・若者育成支援推進法第6条第1項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

ハ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

2 基本的施策

(一) こども施策に関する大綱(第9条関係)

- (1) 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならないこととした。

- (2) こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする事とした。

イ こども施策に関する基本的な方針

- ロ こども施策に関する重要事項
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- (3) こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならないこととした。
- イ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - ロ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
 - ハ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項
- (4) こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする事とした。
- (5) 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならないこととした。
- (6) 内閣総理大臣は、(5)の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならないこととした。
- (7) (5)及び(6)は、こども大綱の変更について準用することとした。
- (二) 都道府県こども計画等 (第10条関係)
- (1) 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする事とした。
- (2) 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする事とした。
- (3) 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。
- (4) 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができることとした。
- (5) 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができることとした。
- (三) こども施策に対するこども等の意見の反映
- 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする事とした。(第11条関係)
- (四) こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等
- 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする事とした。(第12条関係)
- (五) 関係者相互の有機的な連携の確保等 (第13条及び第14条関係)

- (1) 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならないこととした。
- (2) 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、(1)の業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならないこととした。
- (3) 都道府県又は市町村は、(2)の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができることとした。
- (4) (3)の協議会は、(2)の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成することとした。
- (5) 国は、(1)の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、(1)の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする事とした。
- (6) 都道府県及び市町村は、(2)の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、(2)の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする事とした。

(六) この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知

国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする事とした。(第15条関係)

(七) こども施策の充実及び財政上の措置等

政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととした。(第16条関係)

3 こども政策推進会議

(一) 会議の設置及び所掌事務等(第17条関係)

- (1) こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置くこととした。
- (2) 会議は、次に掲げる事務をつかさどることとした。
 - イ こども大綱の案を作成すること。
 - ロ イに掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
 - ハ こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務
- (3) 会議は、(2)によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする事とした。

(二) 組織等(第18条関係)

- (1) 会議は、会長及び委員をもって組織することとした。
- (2) 会長は、内閣総理大臣をもって充てることとした。
- (3) 委員は、次に掲げる者をもって充てることとした。

イ 内閣府設置法第9条第1項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第11条の3に規定する事務を掌理するもの

ロ 会長及びイに掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(三) 資料提出の要求等（第19条関係）

- (1) 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができることとした。
- (2) 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、(1)の者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができることとした。

4 附則

(一) 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする事とした。

(附則第2条関係)

(二) この法律は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとした。

趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置

2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする

3. こども家庭庁の所掌事務

(1) 分担管理事務（自ら実施する事務）

- ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
 - ・こどもの保育及び養護
 - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
 - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
 - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
 - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・こどもの保健の向上
 - ・こどもの虐待の防止
 - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
 - ・こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
 - ・こども大綱の策定及び推進
- 等

(2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

4. 資料の提出要求等

- ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

5. 審議会等及び特別の機関

- ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するとともに、こども基本法の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議とする。

6. 施行期日等

- ・令和5年4月1日
- ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。

概要

1. 関係法律の整備

- (1) 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に係る法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う
- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける
- (3) そのほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の規定の整備を行う（医療法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 等）

2. 行政組織に関する法律の整理

- (1) 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う
- (2) こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣※を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する
 ※ 各省大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求める権限や勧告する権限等を有する

3. 経過措置

- ・ 関係大臣の権限を内閣総理大臣の権限としたこと等に伴い、必要となる経過措置を置く

4. 施行期日

- ・ こども家庭庁設置法の施行の日（令和5年4月1日）

目的

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
 - ・ 次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、**
 - ・ こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる**社会の実現を目指して、
- こども施策を総合的に推進すること

定義

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
 - ① **新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期**の各段階を経て、**おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援**
 - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、**就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援**
 - ③ 家庭における**養育環境その他のこどもの養育環境の整備**

基本理念

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けない**ようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障される**とともに、教育基本法の精神にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられる**こと
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会**が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ **こどもの養育は家庭を基本**として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、**子育てに伴う喜び**を実感できる社会環境の整備

責務等

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

白書・大綱

- **年次報告（白書）**
- **こども大綱**の策定
 （※少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対する**こども等の意見の反映**
- 支援の**総合的・一体的提供の体制整備**
- 関係者相互の**有機的な連携**の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の**周知**
- **施策の充実及び財政上の措置**等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に**こども政策推進会議**を設置。以下の事務を担当。
 - ① **大綱の案**を作成
 - ② こども施策の**重要事項の審議**・こども施策の**実施を推進**
 - ③ 関係行政機関相互の**調整** 等
- 会議は、会長（**内閣総理大臣**）及び委員（こども政策担当の**内閣府特命担当大臣**・内閣総理大臣が指定する**大臣**）をもって組織

附則

施行期日 令和5年4月1日

検討 国は、この法律の**施行後5年**を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、**こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備**その他の**基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策**について検討
 ⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

こども家庭庁の設置に伴う所掌事務の変更等について

こども家庭庁の設置に伴う関係府省からこども家庭庁への所掌事務、主な法律等の移管については、「こども家庭庁設置法」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に規定しているとおりであるが、法律上の改正事項以外の主な事務の移管等については、以下のとおり。

また、このほか、こども家庭庁の組織体制・事務の移管等の基本的な考え方に関しては、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）のとおりであるので、併せて参照いただきたい。

1. 各府省からこども家庭庁に移管される法律

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」別添（別紙5）のとおり。

2. こども家庭庁から地方厚生局に事務委任する事務

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」別添（別紙5）のとおり。

3. 厚生労働省子ども家庭局が所管する事務のうち、引き続き厚生労働省の所管とする事務

こども家庭庁に組織が移管されることとなる厚生労働省子ども家庭局が所管する事務のうち、以下の事務については、こども家庭庁に移管することとはせず、引き続き、厚生労働省の所管とする。

- ・厚生労働省子ども家庭局で所管していた婦人保護事業に関する事務
- ・厚生労働省子ども家庭局で所管していた児童委員制度に関する事務のうち、児童委員の委嘱及び主任児童委員の指名に関する事務

4. 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部が所管する障害児支援に関する事務の整理

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部が所管する障害児支援に関する事務については、原則、こども家庭庁に移管することとしている。また、障害児・障害者をともに対象としている施策については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づくものは、原則厚生労働省とこども家庭庁の共管とし、その他については引き続き厚生労働省の単管とする。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務については、今後、政令改正により、厚生労働省の単管とするものと、厚生労働省とこども家庭庁の共管とするものの整理を行う予定である。

1. こども家庭庁が所管等することとなる法律等

(移管する法律)

- ・ 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）
- ・ 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）
- ・ 少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）
- ・ 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）
- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（小児慢性特定疾患対策に係る部分を除く。）
- ・ 母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）
- ・ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）
- ・ 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）
- ・ こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和 55 年法律第 91 号）
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）
- ・ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成 22 年法律第 19 号）
- ・ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成 23 年法律第 107 号）
- ・ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成 24 年法律第 92 号）
- ・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）
- ・ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）（文部科学省、厚生労働省は基本方針の作成に関与）
- ・ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）
- ・ 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和 2 年法律第 76 号）（厚生労働省子ども家庭局の所管部分をこども家庭庁に移管する。）
- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部及び子ども家庭局の所管部分をこども家庭庁に移管する。）

(共管や一定の関与を行う法律)

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（内閣府の所管部分及び厚生労働省の所管部分をこども家庭庁に移管し、主務大臣は内閣総理大臣及び文部科学大臣とする。）
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）（内閣府の所管部分をこども家庭庁に移管する。）
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）（内閣府の所管部分及び厚生労働省子ども家庭局の所管部分についてこども家庭庁に移管する。教育の支援、保護者に対する就労の支援等の観点から、文部科学省及び厚生労働省との共管とする。）
- ・大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）
- ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）（文部科学省は、幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項（同法第 25 条）の策定・改正に当たっては、こども家庭庁にあらかじめ協議する。一方、こども家庭庁は、保育所における保育の内容等（児童福祉法第 45 条第 2 項）に関する事項の策定・改正に当たっては、文部科学省にあらかじめ協議する。）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）（独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付の業務に関する事項の主務大臣を内閣総理大臣とし、災害共済給付に係る財務及び会計に関する事項の主務大臣を内閣総理大臣及び文部科学大臣とする。）
- ・いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（文部科学省は、いじめ防止基本方針の策定及び変更にあたっては、こども家庭庁にあらかじめ協議する。）
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）（文部科学省は、基本指針の策定及び変更にあたっては、こども家庭庁にあらかじめ協議する。）
- ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）（文部科学省は、基本指針の策定及び変更にあたっては、こども家庭庁にあらかじめ協議する。）
- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（小児慢性特定疾患対策に係る部分）（厚生労働省は、同法第 21 条の 5 の「良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針」の策定及び変更にあたっては、こども家庭庁にあらかじめ協議する。）
- ・民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）（児童委員を所管するこども家庭庁と民生委員を所管する厚生労働省が、相互に連携を図りながら協力することとする連携規定を設ける。また、児童福祉法にも同様の連携規定を設ける。）
- ・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（厚生労働省は、同法第 30 条の 3 第 1 項の「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針」の策定及び変更にあたっては、こども家庭庁にあらかじめ協議する。）

- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（厚生労働省は、同法第 89 条第 1 項の「社会福祉事業等に従事する者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の策定及び変更にあたっては、こども家庭庁にあらかじめ協議する。）
- ・ 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）（厚生労働省子ども家庭局の所管する保育分野に係る事業分野別指針の策定等に係る部分をこども家庭庁に移管する。）
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）（厚生労働省の所管部分をこども家庭庁に移管する。）
- ・ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）（厚生労働省は、同法第 7 条第 1 項の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」及び同法第 9 条第 1 項の「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の策定及び変更にあたっては、こども家庭庁にあらかじめ協議する。）
- ・ 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）（厚生労働省子ども家庭局の所管部分を移管し、法律をこども家庭庁の主管とする。一般事業主（民間事業主）の雇用環境の整備に関する部分は労働政策を担う厚生労働省が、それ以外の部分はこども家庭庁がそれぞれ所管する。）
- ・ 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部の所管する障害児に対する支援に係る部分を厚生労働省とこども家庭庁の共管とする。）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（障害児に対する支援を担うこども家庭庁と障害者施策全般を担う厚生労働省の共管とする。）
- ・ がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）（厚生労働省は、同法第 10 条第 1 項の「がん対策の推進に関する基本的な計画」の策定及び変更にあたっては、こども家庭庁にあらかじめ協議する。）
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）（厚生労働省子ども家庭局の所管部分及び社会・援護局障害保健福祉部の所管する障害児に対する支援に係る部分を厚生労働省とこども家庭庁の共管とする。）
- ・ 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）（厚生労働省子ども家庭局の所管する保育に係る部分をこども家庭庁に移管する。）
- ・ アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）（厚生労働省は、同法第 11 条第 1 項の「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」の策定及び変更にあたっては、こども家庭庁にあらかじめ協議する。）
- ・ 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成 30 年法律第 105 号）（厚生労働省は、同法第 9 条第 1 項の「循環器病対策の推進に関する基本的な計画」の策定及び変更にあたっては、こども家庭庁にあらかじめ協議する。）

(審議会等)

- ・子ども・子育て会議、社会保障審議会福祉文化分科会（児童福祉法に係る部分に限る。）、児童部会及び障害者部会（障害児施策に係る部分に限る。）、厚生科学審議会（母子保健施策に係る部分に限る。）、成育医療等協議会の機能を、こども家庭庁に置くこども政策審議会に移管。
- ・旧優生保護法一時金認定審査会

(国立施設)

- ・国立児童自立支援施設武蔵野学院・きぬ川学院

2. こども家庭庁から地方厚生局に事務委任する事務

- ・以下の補助金等に係る予算執行関係事務
 - －保育所等整備交付金
 - －次世代育成支援対策施設整備交付金
 - －社会福祉施設等施設整備費補助金（厚生労働省からこども家庭庁に移管する部分）
 - －社会福祉施設等災害復旧費補助金（厚生労働省からこども家庭庁に移管する部分）
 - －児童保護費負担金
 - －児童保護医療費負担金
 - －児童扶養手当給付費負担金
 - －沖縄振興公共投資交付金（文部科学省及び厚生労働省からこども家庭庁に移管する部分）
 - －子どものための教育・保育給付交付金
 - －子どものための教育・保育給付費補助金
 - －子育てのための施設等利用給付交付金
 - －子ども・子育て支援整備交付金
 - －このほか、以下の補助金等のうち、認定こども園に係る部分を文部科学省からこども家庭庁に移管して執行するもの（なお、執行に際しては補助金等の名称が変更になる可能性がある。）
 - ・私立学校施設整備費補助金
 - ・認定こども園施設整備交付金
 - ・学校施設環境改善交付金
 - ・私立学校建物其他災害復旧費補助金
 - ・公立諸学校建物其他災害復旧費負担金
 - ・公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
- ・児童扶養手当の監査関係事務
- ・保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設への入所又は通所に要

する費用の監査関係事務

- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児事業者等に対する監督・命令等関係事務
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する監督・命令等関係事務
- ・ 児童福祉法に基づく緊急時の事務執行関係事務
- ・ 母子保健法に基づく緊急時の指定養育医療機関に対する事務執行等関係事務
- ・ 児童委員の委嘱等関係事務
- ・ 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画（保育分野に限る）に係る認定事務

（注）詳細については、引き続き検討。